

医療法人 真正会 龍神整形外科

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人真正会が開設する龍神整形外科(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人 真正会 龍神整形外科 通所リハビリテーション
- ② 所在地 和歌山市北中島1丁目5番1号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名(常勤兼務・管理者と兼務 1名)
理学療法士 5名(常勤専従 2名・常勤兼務 3名) セラピスト(あん摩マッサージ指圧師) 1名(非常勤兼務 1名)
介護福祉士 2名(常勤専従 2名) 介護職員初任者研修 1名(常勤専従 1名)
従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 1単位目・3単位目 月曜日から土曜日
2単位目・4単位目 月曜日から金曜日(木曜日を除く)
ただし、祝日、国民の休日及び12月31日から1月4日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- ③ サービス提供時間 1単位目 午前8時半から午後12時半/2単位目 午後1時半から午後5時半
3単位目 午前9時から午後12時/4単位目 午後1時から午後4時

(通所リハビリテーション及び介護予防リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- 1単位目 20名/2単位目 20名/3単位目 20名/4単位目 20名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証に記載のある割合に応じた額とする。

- ① 機能訓練
 - ② 健康チェック
 - ③ 送迎
 - ④ リハビリマネジメント(介護予防・介護給付)
 - ⑤ 運動器機能向上(介護予防)
- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで次の額を徴収する。
- ① 実施地域を越えた地点から、片道15キロメートル未満 300円
 - ② 実施地域を越えた地点から、片道15キロメートル以上 500円
- 3 おむつ代は、実費を徴収する。おむつ 150円 尿取りパット 50円
- 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、和歌山市、海南市、岩出市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 カ月以内
 - ② 継続研修 年 1 回
 - ③ 人権擁護研修会 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、この事業を行うため、利用者の処遇又はサービスの提供に関する記録を整備し、当該処遇又はサービスを提供した日から5年間保存する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組みの状況	1 あり	実施日	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者 を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第 13 条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者及びその家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意し、必要最小限の範囲内で行うものとする。その場合は、身体拘束を行った日時、理由および態様等について記録する。

- 緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- 非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命身体に危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。
- 一時性 利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規定は、平成 27 年 6 月 1 日から一部改正する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から一部改正する。

この規定は、平成 29 年 7 月 1 日から一部改正する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から一部改正する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和 1 年 7 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和 1 年 11 月 20 日から一部改正する。

この規定は、令和 2 年 9 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和 2 年 10 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和 3 年 10 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和 3 年 11 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和 4 年 6 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和 5 年 2 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和 5 年 6 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和 5 年 9 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から一部改正する。